

質問1

妻の実家は会社組織で事業を営んでおり、妻はその会社の役員になっていて報酬を受けていますが、私の診療所の事務にも従事しているので私も給与を支払っています。妻を青色事業専従者にして給与の支払額を必要経費にしてもよいのでしょうか。

回答 その年を通じ6月を超える期間専ら従事すれば事業専従者となれます。

結論が先になりますが、他に収入があるかどうかは事業専従者の条件とはなっていませんので、他に収入があっても、事業主の事業に専ら従事していれば事業専従者になれます。

この専ら事業主の事業に従事しているかどうかの判定は、事業に従事する期間がその年を通じて6月を超えるかどうかによることとされています。なお、事業専従者の従事する事業が年の途中で開業したり廃業した場合、又はその専従者が年の途中で死亡したり病気になったり結婚したりした場合には、専従者がその事業に従事できる期間の2分の1を超えて専ら従事すればよいこととされています。

したがって、ご質問のように他に収入があっても、その収入を得るために常時勤務を必要としない場合や短時間従事すれば足りるような場合等で、事業主の事業に従事する期間がその年を通じ6月を超える期間専ら従事する場合には、その人は事業主の事業専従者となることができます。

なお、青色事業専従者の給与は、その専従者の給与所得の収入金額とされますので、専従者が他に収入がある場合には、他の収入と併せて確定申告をする必要があります。

質問2

長男は医師としての技術修得のため大学病院に勤めていますが、病院に行く日以外及び夜間は当院で診療に従事しています。長男を私の青色事業専従者としてもよいのでしょうか。

回答 原則として他に勤務している人は専従者となれませんが、事業に専ら専従している期間によって判定します。

事業専従者の要件として、その年を通じ6月以上事業主の事業に従事する人とされていますが、次に該当する人はその該当する期間は、たとえ事業に従事しても、専従期間に含まれないこととなります。
(1)高校、大学その他洋裁学校などの学生又は生徒である人。ただし、昼間営業に従事する人が夜間の授業を受ける場合、夜間営業に従事する人が昼間の授業を受ける場合又は常時修学しない場合などのように、事業に専ら従事することが妨げられないと認められるときは、学生又は生徒である期間も専従期間に含まれます。

(2)他に職業がある人。ただし、その職業に従事する期間が短いなどの関係で事業に専ら従事することが妨げられないと認められるときは、たとえ他に職業があっても、専従期間に含まれます。

ご質問の場合、大学病院に勤務することが事業主の事業遂行に直接必要とは考えられませんので、大学病院に行っている期間は専従期間に含まれないこととなります。

したがって、大学病院に毎日勤務しているのであれば、夜間の診療に従事していても青色事業専従者とはなりません。週のうちの短い勤務で、あとの日はあなたの医院の診療に専ら従事しているという場合には、青色事業専従者に該当するものとして取り扱われます。